

# LED化に伴い照明器具の交換等を行う事業者のみなさま

古い安定器にはPCB含有のコンデンサーが使用されているかもしれません。PCBが漏洩すると、人体や環境へ悪影響を及ぼす危険性があるため、工事等を行う際は、PCB含有の有無についてご確認をお願いします。

沖縄県

PCBとは：昭和47年まで人工的に作られた主に油状の化学物質であり、人体や環境への有害性があることから、国際的に製造等が禁止されています。また、PCB特別措置法により、事業者の責務として適正処理が義務付けられています。

## 確認方法

- 銘板が読み取れる場合、メーカーへお問い合わせください。  
安定器に添付された銘板に記載されているメーカー・型式・製造年等の情報からPCBの有無について、証明書が発行される場合があります。
- 国の監督で設立されたJESCO(株)の資料・判別ツールでも判別ができます。

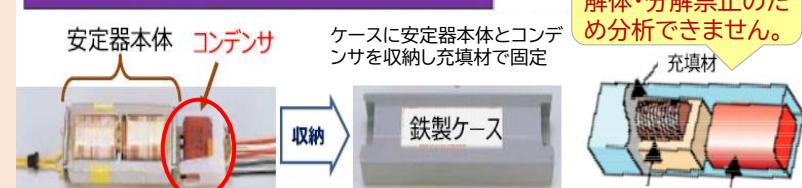


一般社団法人  
日本照明工業会  
ホームページ

### PCB含有可能性があるコンデンサーの例

PCB含有可能性有  
S32.1(1957年)～H1.12(1989年)頃に製造された安定器

#### ①コンデンサ充填材固定型安定器の例



充填材固定型は、  
解体・分解禁止のため  
分析できません。

#### ②コンデンサ外付け型安定器の例

##### 安定器ケース内に外付け

コンデンサは充填材で固定されていない ⇒



##### 照明器具内に別置き



### PCB含有の場合

※海外製、日立・東芝製の微量PCBを含む。

処理するまでの間、適正保管  
※処理については裏面

- ☑ 金属製のドラム缶又はペール缶に格納。
- ☑ 見やすい場所にPCB保管場所であることがわかる表示を設ける。
- ☑ 飛散・流出・地下浸透、悪臭発散を防止する。
- ☑ 他のものが混入しないよう措置を講ずる。
- ☑ 高温にさらされないための措置を講ずる。  
(屋内保管)
- ☑ 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置。

判別できない場合  
※PCB含有疑いとしてPCB含有物と同様に取り扱う必要があります。

### PCB非含有の場合

通常の産業廃棄物です。  
「廃プラスチック類」「金属くず」の許可を有する産業廃棄物処理業者へ処理委託してください。

【沖縄県】  
処理業者名簿 →



※PCB非含有と分かる書類を処理業者へ呈示した上で処理委託してください。

管轄の保健所(那覇市内は那覇市役所)へ速やかに保管状況等届出(様式第一号)を提出。



## PCB含有安定器の処理について

高濃度PCB含有安定器等の処理は、これまで、国内で唯一の処分業者であるJESCO(中間貯蔵・環境安全事業株式会社)で行われてきましたが、PCB特措法で定める高濃度PCB廃棄物の処分期間終了に伴い、JESCOにおける高濃度PCB廃棄物の処理は既に終了しています。

現在、国で今後の処理方法の検討が行われていますので、新たな処理体制において適正に処理されるまで、生活環境保全上の支障が生じないように適正に保管を行ってください。(参考:R7.10環境省通知)

## 海外製安定器・日立・東芝製の安定器について

国によってPCB含有基準が異なるため、海外製の安定器に「NoPCB」等と記載があつても、PCB含有疑いとして取り扱う必要があります。(PCB含有基準:日本0.5mg/kg超、米国製50mg/kg以上)

また、日立・東芝製については、昭和32年1月～平成1年12月までに製造された一部のコンデンサーについて、微量PCBの混入の可能性を否定できないものがあるとされています。必ず、メーカーへご確認ください。

## 分解・解体の禁止

内部にコンデンサーが充填材で固定された安定器は、分解・解体により内部のPCBが飛散流出するおそれがあることから、分解・解体が禁止されています。(参考:H26.9環境省通知)

銘板や外観から判別不可能な場合は、PCB含有疑いとしてPCB廃棄物と同様に取り扱う必要があります。

## 譲渡し及び譲受けの制限

原則、PCBが含有している廃棄物を他人に譲り渡し又は、他者から譲り受けてはいけません。  
(譲渡し及び譲受けの制限)

第17条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして  
環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

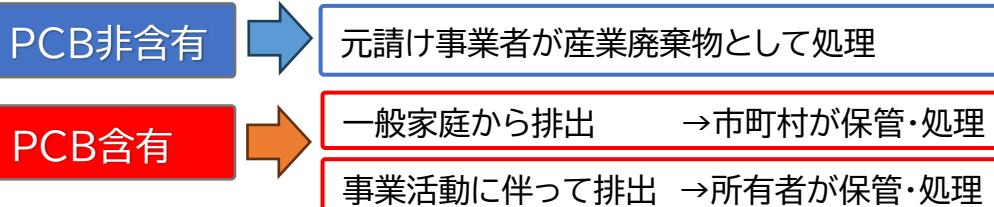
## 処理責任

※PCB含有安定器を廃棄する場合、廃棄物の区分と処理責任に留意してください。

一般家庭で使用していた物は一般廃棄物、事業で使用していた物は産業廃棄物です。  
法律上、一般廃棄物は市町村、産業廃棄物は排出事業者が適切に処理を行わなければなりません。

また、工事等により排出された安定器等がPCB非含有の場合は、産業廃棄物として元請け事業者が適切に処理する必要があります。

### (例)工事等で安定器等が発見された場合



トラブルを避けるため、工事等を行う前に、発注者と受注者の間で  
PCB含有の安定器等が出てきた場合の対応について契約書等で取り決めておきましょう。



## ●PCB判別に関する相談

PCBの判別について専門的な知識を有している(公財)産業廃棄物処理振興財団や(一社)日本PCB全量廃棄物促進協会が判別に関する相談を受け付けています。

また、県内各保健所、那覇市でも助言を行っています。



公益財団法人  
産業廃棄物処理  
事業振興財団



一般社団法人  
日本PCB全量  
廃棄促進協会

## ●問合せ・届出先

管轄	連絡先	管轄	連絡先
北部保健所	0980-52-2636	宮古保健所	0980-72-3501
中部保健所	098-989-6610	八重山保健所	0980-82-3243
南部保健所	098-889-6846	那覇市役所 環境政策課	098-951-3231